

唐津市子ども・子育て支援事業計画について

～ 子ども・子育て支援事業計画の策定 ～

平成 24 年 8 月公布の子ども・子育て支援法第 61 条「市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」という規定に基づいて、「唐津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■計画期間

- ・平成 27 年度から平成 31 年度まで（第 1 期）
- ・令和 2 年度から令和 6 年度まで（第 2 期）⇒【現計画】
- ・令和 7 年度から令和 11 年度まで（第 3 期）⇒【次期計画】

■計画策定に当たって

～アンケート調査の実施～

計画策定にあたり、就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、計画で定める教育・保育および各事業に対するニーズ量を推計するアンケート調査を実施します。

【第 1 期計画時】

調査対象：就学前児童 2,000 件 小学生（1～3 年生）1,000 件 無作為抽出で郵送

【第 2 期計画時】

調査対象：就学前児童 2,000 件 小学生（1～6 年生）2,000 件 無作為抽出で郵送

～住民等の皆様の意見の反映～

住民代表等から構成される「唐津市子ども・子育て会議」を設置・開催し、唐津市のこれからの子育て支援のあり方について、それぞれのお立場からのご意見をいただきます。

委員の皆様のご意見を踏まえながら、市では「唐津市子ども・子育て支援事業計画」について、検討・策定します。

I 計画書への記載内容

[必須事項]

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み /内容及びその実施時期
- ③地域子ども・子育て支援事業の提供体制の内容及びその実施時期
- ④教育・保育の一体的な提供に関すること
- ⑤施設など利用給付の円滑な実施に関すること

[任意事項]

- ①産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ②専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障がい児施策の充実
- ③職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策
- ④子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

II 計画の章立て（2期計画時）

第1章 計画策定にあたって

当画の趣旨、期間、策定体制等の基本情報を記載

第2章 唐津市の子ども・子育てを取り巻く環境

唐津市の児童数計及びアンケート結果の分析等を掲載

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

当計画の基本方針、理念、施策の体系等を記載

第4章 子ども・子育て支援に関する施策

- (1) 保育・教育の提供区域の設定
- (2) 「量の見込み」と「確保の方策」について
- (3) 幼児期の教育・保育の確保の方策について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
- (5) 社会や国の動向に対応する取り組み

第5章 次世代育成支援に関する施策

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

第6章 計画の推進体制

計画の達成状況の点検・評価等に関する記載